

TAX NEWS LETTER

2025
4

TOPICS

1. 消費税及び地方消費税の経理処理
2. 雇用保険法の改正
3. 税務カレンダー（2025年5月の税務）

消費税及び地方消費税の経理処理

消費税及び地方消費税の経理処理には税抜経理方式と税込経理方式とがあり、消費税の課税事業者である事業者はどちらの方式を選択してもよいことになっています。

事業者がすべての取引について税抜経理方式を選択適用した場合には、課税売上げに対する消費税等は仮受消費税等とし、課税仕入れに対する消費税等は仮払消費税等とします。

簡易課税制度を選択適用している事業者の仕入控除税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を掛けて計算した金額となるため、簡易課税制度による納付すべき税額と、上記の仮受消費税等の合計額から仮払消費税等の合計額を控除した金額は一致しません。そのため、差額が生じた課税期間を含む年または事業年度に一致しない額を清算します。

具体的には、仮受消費税等の合計額から仮払消費税等の合計額を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の納付すべき消費税等の額が少ない場合には、その差額を雑収入として総収入金額または益金の額に算入します。

また、仮受消費税等の合計額から仮払消費税等の合計額を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の納付すべき消費税等の額が多い場合には、その差額を雑損失として必要経費または損金の額に算入します。

事業者がすべての取引について税込経理方式を選択適用した場合には、課税売上げに対する消費税等の額は収入金額または収益に含まれ、また、課税仕入れに対する消費税等の額は仕入金額や経費などの額に含まれます。このため、納付すべき消費税等の額は、租税公課として必要経費または損金の額に算入し、還付を受ける消費税等の額は、雑収入などとして総収入金額または益金の額に算入します。

この場合の納付すべき消費税等の額や還付を受ける消費税等の額の計上時期は、原則として、申告に係るものはその申告書が提出された日の属する年または事業年度、更正・決定に係るものはその更正・決定があった日の属する年または事業年度となります。

なお、個人事業者や法人が申告期限未到来の納税申告書に記載すべき消費税等の額を未払金または未収入金に計上（損金経理）した場合には、その計上した年（事業年度）の必要経費または総収入金額（損金の額または益金の額）に算入することができます。

（注意）

上記の記載内容は、令和7年4月1日現在の情報に基づいております。



神田広美
税理士・社会保険労務士事務所

〒963-0551

福島県郡山市喜久田町字四十坦5番地の290

TEL 024-973-5576 FAX 024-973-5576

<https://kanda-taxsr.jp>

雇用保険法の改正

4月以降、雇用保険では大きく以下の4項目が改正となります。

①自己都合退職者の給付制限期間の見直し

自己都合退職者が失業給付（基本手当）を受ける場合、7日間の待期間の後、給付制限期間が原則2か月ありましたが、4月からは1か月に短縮されました。基本手当が早くもらえることで求職活動により積極的になり、再就職までの期間が早まることが期待されます。ただし、5年間で3回以上の自己都合退職をした場合の給付制限期間は、これまで同様3か月のままで、短期に転職を繰り返す場合に対しては歯止めをかけています。

このほか、離職期間中や離職日前1年以内に、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練等を受けた場合、給付制限が解除され、待期間終了後すぐに基本手当が受けられることとなりました。

②教育訓練休暇給付金の創設

教育訓練給付は令和6年10月に給付率が引き上げられましたが、令和7年10月には新たに「教育訓練休暇給付金」が設けられます。これは、在職中に教育訓練のための休暇（無給）を取得した人

に対し、基本手当相当を給付するものです。

③シニア向けの改正

4月から高年齢雇用継続給付の支給率が引き下げられました。60歳到達等時点に比べ賃金が75%未満に下がった状態で働き続ける60歳以上65歳未満の人に対し、これまで最大で下がった賃金の15%が支給されましたが、10%に引き下げられました。4月以降に60歳になる方等が対象で、すでに受給している方はこれまでと同じ15%です。

④育児関連は4月から2つの給付金が創設

「出生後休業支援給付金」…男性の育児休業取得を促すため、男性が子の出生後8週間以内に14日以上の育児休業を取得した場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額が給付され、育児休業給付とあわせて給付率が80%となります。

「育児時短就業給付金」…柔軟な働き方として時短勤務制度を選択できるように、時短勤務で減った賃金を補う制度が設けされました。2歳未満の子を養育するために時短勤務をして賃金が下がった場合に、支払われた賃金の最大10%が給付されます。

2025年5月の税務

5月12日

- ・4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日

- ・特別農業所得者の承認申請

6月2日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- ・3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ・3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
- ・消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分）<消費税・地方消費税>
- ・確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

○自動車税（種別割）の納付（5月中において都道府県の条例で定める日）

国税庁をかたった不審なメール・ショートメッセージに注意！

国税庁がショートメッセージやメールにより国税の納付を求めることが差押えを予告することはありません。不審なメール等に記載されたURLへのアクセスや支払いなどはしないようご注意ください。



Website



Instagram

いつもお世話になっております。

次回のご面談は、月日時の予定です。
ご準備のほどよろしくお願ひいたします。